

「就学事務の手引」(令和8年4月改訂 鳥取県教育委員会)

改訂の概要について

【改訂の目的】

教育支援の基本的な考え方、就学先の学校や学びの場を判断する際に重視すべき事項等、就学事務の手続きを行う際の基本的な考え方をまとめています。

【主な改訂内容】

改訂前	改訂後
<p>1 教育支援について</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 早期からの一貫した支援(2) 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方(3) 就学に関する事前の相談・支援(4) 就学先の決定(5) 学びの場の柔軟な見直し(6) その他留意事項(7) 就学に関わる関係者に求められるもの(8) 就学可能な障がいの種類と程度、就学先となる学校や学びの場等	<p>1 教育支援について</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 教育支援の基本的な考え方(2) 就学先決定の仕組みと相談支援の在り方(3) 就学に関する相談・支援(4) 移行期の教育支援(5) 進学や就職、就労等に向けた取組(6) 就学に関わる関係者に求められるもの(7) その他留意事項
<p>4 関係通知文及び関係資料</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 学校教育法施行令の一部改正について(通知)(2) 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)(3) 障害者の権利に関する条約 第二十四条 教育(4) 学校教育法施行令 関係条例抜粋	<p>4 関係通知文及び関係資料</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 学校教育法施行令の一部改正について(通知)(2) 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)(3) 障害者の権利に関する条約 第二十四条 教育(4) 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針(5) 学校教育法施行令 関係条例抜粋(6) 外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について(通知)(7) 学校における医療的ケアの今後の対応について(通知)(8) 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)